

入札公告

条件付き一般競争入札(総合評価方式)を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の6の規定に基づき次のように公告する。

令和8年7月21日

東 村 山 市 長 渡 部 尚

1 件 名	北山公園 公園施設改修工事(その2)
2 業 種	造園
3 施 工 場 所	東村山市野口町三・四丁目地内
4 施 工 期 間	契約締結日の翌日から令和9年3月12日
5 概 要	北山公園の施設改修工事を行う
6 予定価格(税込)	事後公表
7 単 体 ・ J V 区 分	単体
8 入 札 方 法	条件付き一般競争入札(総合評価方式)(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札)
9 入札参加資格条件	(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2)東京電子自治体共同運営の東村山市競争入札参加有資格者で、上記2の業種において共同格付順位を有すること。 (3)東京電子自治体共同運営の東村山市競争入札参加有資格者で、北多摩地区内に本店を有すること(北多摩地区とは、武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市・昭島市・立川市・国立市・小平市・国分寺市・小金井市・府中市・三鷹市・武蔵野市・調布市・狛江市をいう。)又は東村山市内に支店、営業所を有すること。 (4)公告の日から入札までの間で、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けていないこと。 (5)建設業法の規定に基づき、対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を配置することができること。 (6)経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。)にないこと。
10 総合評価方式に関する事項	落札者の決定方法、総合評価の方法については、別掲の落札者決定基準において定める。
11 申 請 方 法	電子入札システム(電子調達サービス)により「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出すること。 また、監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」の表面・裏面、及び「監理技術者講習修了証」の写しを、主任技術者にあつては、「経歴届」を添付してください。
12 申請書提出期間	令和8年7月21日(火)午後1時から令和8年7月28日(火)午後5時まで
13 申請結果の通知	令和8年8月4日(火)に電子入札システム(電子調達サービス)により、一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付します。
14 技術資料提出期間	令和8年8月4日(火)午後1時から令和8年8月17日(月)午後5時まで必要事項を記載のうえ提出のこと。 【技術資料】(1) 総合評価方式による技術資料申請書(第1号様式) (2) 技術評価項目申告書(第2号様式) ●様式については市ホームページ(市政情報＞財政・契約・入札情報＞契約・入札情報＞総合評価方式による公共工事の入札の本格導入について)からダウンロードすること。 ※技術資料については、総務部総務契約課(市役所本庁舎 3 階。以下同じ。)に持参又は郵送(締切日必着)により提出すること。提出した資料の記載内容は、提出期限後は、原則変更は認めない。なお、締切日までに提出がない場合は、失格とする。
15 設計図書の配付	電子入札システム(電子調達サービス)の「発注図書等受領」より受領すること。 (受領可能期間)指名通知書を受領したときから入札書を提出するときまで
16 質 問 の 方 法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (質問期間)一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領したときから 令和8年8月17日(月)午前11時まで
17 回 答 の 方 法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (回答供覧期間)令和8年8月 20 日(木)午前11時までに回答予定

18 入 札 期 間	一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領したときから 令和8年8月26日(水)午後1時30分まで
19 開 札 日 時	令和8年8月26日(水)午後1時30分
20 開 札 場 所	電子入札システム(電子調達サービス)
21 入 札 執 行 回 数	3回
22 最低入札参加者数	2者
23 落札者への通知	開札日以降、電子入札システム(電子調達サービス)にて通知をする。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日に受付票を持参し総務契約課に来庁すること。但し、別に指示があったときはこの限りでない。
24 評価結果の公表等	(1)総合評価の結果については、落札者が決定した後、入札参加者の入札価格、価格点及び技術点を公表する。 (2)落札者となれなかった者は、総合評価の結果を公表した日の翌日から起算して5日(土、日、祝日を除く。)以内に、次の各号によりその理由について説明を求めることができる。 ①提出方法:書面(様式は自由)により、提出先への直接持参のこと。(郵送及びFAXでの送信は認めない。) ②提出先:東村山市総務部総務契約課 (3)前項により理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土、日、祝日を除く。)以内に、書面により回答する。
25 入 札 の 無 効	(1)9に示した競争入札に参加する資格がない者が入札したとき。 (2)申請内容に虚偽の記載があったとき。 (3)工事請負等競争入札参加者心得(電子入札用)に違反した入札をしたとき。 (4)指名を受けた後、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた者が入札したとき。
26 最低制限価格	非設定
27 入 札 保 証 金	免除
28 契 約 保 証 金	契約金額の10%以上の納付を要する。
29 前 払 金	あり。(契約金額が20億円未満の場合は、当該契約金額の4割を超えない額(ただし、2億円を限度とする。))。契約金額が20億円以上の場合は、当該契約金額の1割を超えない額。)
30 中 間 前 払 金	あり。(契約金額が20億円未満の場合は、当該契約金額の2割を超えない額(ただし、1億円を限度とする。))。契約金額が20億円以上の場合は、当該契約金額の5分を超えない額。) ※部分払を行う場合は対象となりません。
31 部 分 払	あり。(回数は4回以内。ただし、契約金額の10分の9を限度とする。)
32 契約条項を示す場所	入札情報サービス(電子調達サービス)の「お知らせ情報(東村山市)」に掲載する。
33 そ の 他	(1) 契約締結までの間に東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。 (2)入札において、事故が起きた場合や不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。 (3)技術資料に虚偽の申告その他悪質な行為があった場合は、東村山市競争入札参加有資格者指名停止等措置基準に基づき必要な措置を行う他、本件入札の無効又は契約の解除を行う場合があります。 (4)必要に応じ、見積り資料の提出を求めることがあります。また、この場合は、見積り資料の総括表は、情報公開の対象となります。 (5)本件は電子契約(※)の対象となります。(※) 電子契約については以下 URL をご覧ください。 https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/gyozaisei/keiyaku/denshikeiyaku.html (6)本件は東村山市公契約条例第8条第2項に規定する特定公契約の対象案件となりますので、契約締結後に労働条件報告書の提出が必要です。(※) 公契約条例については以下 URL をご覧ください。 https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/gyozaisei/keiyaku/koukeiyaku-jourei.html (7)現場代理人を兼任可能とする工事は、契約金額がいずれも4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となりますが、市長が適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

(問い合わせ先) 東村山市役所総務部総務契約課 電話 042-393-5111 内線 3160

【メールアドレス】 somu@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp